

別紙1

業務仕様書

1 件名

那須町特定健診受診率向上対策事業に係る業務委託

2 委託の目的

那須町(以下「甲」という)の令和5年度の特定健康診査の受診率は42.7%であり、国の設定する令和11年度に全保険者の受診率60%という目標値との乖離は大きい。本計画の実現のためには、継続的な受診率向上の試みが必要であり、データを活用した特定健診の未受診者及び継続受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、確実に実施することを目的として、業務受託者(以下「乙」という)に対し令和7年度「特定健診受診率向上対策」に係る受診勧奨及びデータ分析業務(以下「本業務」という)を委託する。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日

4 甲が行う業務

関係データ等の提供

- (1) 甲は委託業務に使用するため、健診結果データ等(別紙1「甲が乙に提供するデータ等」)を乙に提供する。
- (2) データの提供に当たっては、原則として、甲から乙へLGWANを通じて提供するものとする。
- (3) (2)の運用ができない場合は、乙が指定する追跡可能な配送サービス(レターパックプラス、書留、特定記録郵便、ゆうパック等)またはセキュリティの担保されたファイル共有サービスの利用により甲乙間でデータの授受を行う。
- (4) (2)、(3)とも運用ができない場合は、甲乙協議の上、個別に提供方法を定める。

5 乙が行う業務

(1) データ分析業務

乙は前項により甲が提供するデータ等について、乙が独自に開発した人工知能を用いて、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

(ア) データ分析を可能にするためのデータ加工業務

甲から提供される各データファイルを統合し、可能な限り欠損している値に関してはそれを埋める等、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

(イ) 受診勧奨すべき対象者の特定業務

データ分析により、健診対象者ごとの健診受診の予測値(受診確率)を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定する。

(ウ) 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務

(イ)により特定した「受診勧奨すべき対象者」を、健康意識等のデータを機械学習によって人工知能を用いて分析し、対象者の特徴別に5つ以上のグループに分類する。

(エ)受診勧奨対象者の決定業務

健診対象者の健診受診の予測値(受診確率)及び健康意識等による個別特徴を加味し、通知勧奨の対象人数に合わせて、①受診勧奨すべき対象者を特定し、②その対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージを作成する。これに対する甲の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。

(オ)統計情報の利用

甲から提供されたデータ等について、個人が識別できないよう加工した統計情報を乙の業務の改善、製品開発、新規事業等に利用(複製、複写、改変、第三者への提供を含む。)する。

(カ)個人情報の廃棄等

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報(乙が自ら収集した個人情報を除く。)が記録された資料または媒体等を、この契約の有効期間終了後6ヶ月以内に廃棄(第三者へ廃棄を委託する場合を含む。)する。ただし、乙は、甲からの期末報告書の再出力等の追加業務への対応等のために必要と判断した場合、当該期間経過後も必要かつ合理的な期間、当該資料または媒体等を保持する。この場合であっても、甲が廃棄を指示した場合、乙は直ちに当該資料または媒体等を廃棄する。

(2)通知による受診勧奨業務

乙は(1)に定めるデータ分析の結果を基に、次のとおり受診勧奨を実施する。

(ア)対象者

分析により全健診対象者の中から特定した受診勧奨すべき対象者のうち、甲が合意した者(6,500名程度予定)

(イ)通知物の内容

通知物(受診勧奨用資材)については、ソーシャルマーケティング手法を活用し、勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的な通知物を修正したものを活用する。なお、通知物は5種類以上とする。(注:ソーシャルマーケティング手法とは、想定されるタイプへのインタビュー調査を基に行動科学モデルにもとづき勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的なメッセージを作成する手法をいう。)

(ウ)通知物の印刷

甲が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物を圧着形式のはがき、リーフレット、単版はがき又は封書の形式で印刷する。

(エ)通知物の宛名印字

宛名印字に関しては甲の意向により漢字又はカナ印字にて行う。

乙の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を対応

する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。この際、転居情報等は、甲が提供する情報に全て反映されているものとする。

(オ) 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

(カ) 受診勧奨対象者の最終決定

既健診受診者等の除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則、発送日の約2週間前までに甲が乙へ提供する。

(キ) サンプル納品

通知物発送後速やかに、甲に対し各10部のサンプルを納品する。甲が追加でサンプルを必要とする場合は、乙が別途有償で提供するものとする。その際は通知物の印字発送の料金から郵送料を抜いた料金とする。

(ク) 電話による勧奨

個別・受診勧奨シート発送後に対象者へ架電を行い、受診の有無を確認し受診予定の無い方には受診を促す内容にて電話勧奨を実施すること。スクリプト(台本)及び架電開始日等は、町と打ち合わせの上決定すること。乙が設置するコールセンターより、甲が合意した者約2,100名に対して電話による勧奨を行うものとする。電話勧奨の回数は対象者に対し1回とする。なお、対象者に繋がらない場合には複数回電話をかけ、その回数は最大3回とする。なお、本業務以外の問い合わせ等については原則対応しないこと。

(ケ) 医療機関分析業務

別紙1-1に定めるとおりとする。

(コ) 通院中未受診者分析業務

別紙1-2に定めるとおりとする。

(3) 報告及びその他業務

乙は委託期間中、以下の報告等を行う。

(ア) 年度末報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づき、受診勧奨事業実施による受診率の変化等(全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率を年間及び月別の集計を含む)について効果検証を実施し、その結果を甲に対し報告を行う。報告に当たって必要なデータは、甲から乙へ直接提供する。上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、甲に提案を行う。

(イ) その他必要とされる業務

甲の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、甲との同意のもと実施する。この契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、甲及

び乙の協議にて単価等を設定し実施する。

6 甲・乙が行う業務

- (1) 委託業務の開始に当たり、甲・乙は委託業務の詳細を決定する打合せを実施する。
- (2) 打合せ場所や日時、方法については、甲及び乙が協議の上で決定する。

7 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、年度ごとの部分支払いとする。
- (2) 乙は、各年度の作業が完了次第速やかに町に検査を請求し、検査に合格したときは代金の支払いを請求する。

8 その他の特記事項

- (1) 乙は国民健康保険連合会又は民間保険者からの委託による受診率向上事業実施の実績を有するものとする。
- (2) 那須町(特定健康診査対象者数6,000～7,000名程度)と同規模以上の自治体で、令和4年度又は令和5年度に受託した本業務と同様の業務において、受託前年度と比較し受診率が少なくとも3%程度以上の受診率向上実績が5件以上あること。
- (3) 乙は、個人情報の取り扱いに関して、ISO/IEC27001、および ISO/IEC27017 の認証を受けていること。
- (4) 乙は甲が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。
- (5) 通知物が、宛先人不明等の理由から不着として乙に返送された場合、委託業務完了後に原則廃棄を行う。
- (6) 委託業務により生じた成果物(通知物のデザイン等を含むがこれに限らない。)に対する知的財産権は、乙に帰属するものとする。ただし、甲は、本契約の期間中、甲乙協議のうえ、乙の定める条件に従って当該成果物を無償で使用することができる。また、甲は、成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、成果物を改変、公表等するにあたっては、事前に乙の承諾を得るものとする。
- (7) 契約期間中に、国民健康保険保険者努力支援交付金の交付基準等が変更された場合、仕様書を変更することもある。
- (8) その他、業務仕様書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定める。

医療機関分析業務仕様書

1. 甲が行う業務

(1) 関係データ等の提供

委託業務に使用するため、下記のデータを乙に提供する。

提供方法は本書「業務仕様書」の4. 甲が行う業務に定めるとおりとする。

- ア 医科レセプト (21_RECDEINFO_MED.CSV) /ファイル形式: CSV
- イ 特定健診結果等情報作成抽出 (受診券情報) ファイル_FKAC161又は特定健診結果等情報作成抽出 (受診券情報) ファイル (セット券) FKAC173
- ウ 特定健診結果等情報作成抽出 (健診結果情報 (横展開)) ファイル_FKAC167
- エ 被保険者管理台帳 (P26_006)
- オ 医療機関コードおよび対象医療機関名リスト

(2) 各データの抽出期間

各データの抽出期間は以下に定める通りとする。

- ア 過去1年度分 (4月診療分～3月診療分)
- イ 当該年度分
- ウ 過去3年度分
- エ～オ 提供時に最新のもの

※上記の他、必要なデータについては、別途、甲乙にて協議の上、提供する。

2. 乙が行う業務

(1) データ分析及びリスト作成業務

1. の各種データを活用し、医療機関ごとの特徴を捉えることを目的として以下のような集計・分析を行う。

- ア 特定健診対象者における医療機関ごとの通院者数
- イ 特定健診の実施医療機関における、対象者の通院状況及び特定健診受診状況
- ウ 特定健診実施医療機関における直近2年間の特定健診受診状況
※自院受診状況、受診履歴別の受診状況等を分析
- エ 特定健診未実施医療機関における、対象者の通院状況及び特定健診受診状況
- オ その他有用と思われる分析

(2) 報告及びその他業務

2. (1) に定めるデータ分析の結果について、甲に対し報告する。また、成果物として、分析結果報告書および2. (1) の分析データ (CSVもしくはExcel形式) を納品する。

3. 契約締結後のスケジュール

甲乙協議の上決定する。

通院中未受診者分析業務仕様書

1. 甲が行う業務

(1) 関係データ等の提供

委託業務に使用するため、下記のデータを乙に提供する。

提供方法は本書「業務仕様書」の4. 甲が行う業務に定めるとおりとする。

- ア 医科レセプト (21_RECODEINFO_MED. CSV) /ファイル形式: CSV
- イ 医療機関コードおよび対象医療機関名リスト

(2) 各データの抽出期間

各データの抽出期間は以下に定める通りとする。

- ア データ提供時点で最新の審査月から過去1年分
- イ 当該年度分

※上記の他、必要なデータについては、別途、甲乙にて協議の上、提供する

2. 乙が行う業務

(1) データ分析及びリスト作成業務

① 1. の各種データを活用し、当該年度の特定健康診査の対象であり、かつ医科のレセプト電算コード情報がある患者を把握することを目的として、特定健診を実施する医療機関ごとにリストを作成する。

② 1. の各種データを活用し、当該年度の特定健康診査の対象であり、当該年度の特定健康診査の結果データとして活用しうる診療情報を有する治療中の患者を把握することを目的として、以下の「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3版）」の定める「基本的な健診の項目」及び、「オ その他項目」に定める項目に該当する診療行為コードを有する対象者をし、リストを作成する。

ア 肝機能検査

- ・血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT (A S T))
- ・血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ (GPT (A L T))
- ・ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ (γ -GTP)

イ 血中脂質検査

- ・血清トリグリセライド (中性脂肪) の量
- ・高比重リポ蛋白コレステロール (HDL コレステロール) の量
- ・低比重リポ蛋白コレステロール (LDL コレステロール) の量

※中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合、LDL コレステロールに代えて、Non-HDL コレステロールの測定でも可

ウ 血糖検査

- ・空腹時血糖又はヘモグロビン A1c (HbA1c)、又は随時血糖

エ 尿検査

- ・尿中の糖及び蛋白の有無

オ その他項目

- ・血清クレアチニン検査

- ・血清尿酸検査
- ・貧血検査
- ・心電図検査
- ・外来診療フラグ
- ・生活習慣病管理料フラグ

(2) 報告及びその他業務

2. (1) に定めるデータ分析の結果について、甲に対し報告する。また、成果物として、2. (1) の分析データ (CSVもしくはExcel形式) を納品する。

3. 契約締結後のスケジュール

甲乙協議の上決定する。